

豊郷北小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年4月1日)

宇都宮市立豊郷北小学校

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また平成25年にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処(以下「いじめの防止等」という。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※(法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめの早期発見・解消、根絶のため、教職員が児童一人一人にしっかりと向き合い、きめ細かな指導を行えるよう努めます。
- 自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりをもって他者と協力しようとする態度を、全教育活動を通して培い、いじめをしない、許さない児童を育みます。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ 日頃からあらゆる場面において児童一人一人についての心身の健康状態を観察しサインを発見するとともに、情報の収集・共有に努める。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ いじめ等対策委員会を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担をし、迅速な対応を進める。
- ・ 周囲の児童に対し、いじめはみんなの問題と捉え、望ましい人間関係が作れるように配慮する。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

⑥全教育活動を通した道徳教育の充実

- ・全教育活動を通した道徳教育の充実を図り、特に人権や生命を大切にするとともに、思いやりをもって他者と協力する態度を養う。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合には、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合には、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕

- ・校長、副校長、教務主任、児童指導主任、教育相談係、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー（地域学校園SC）その他事案に応じて構成員を加えるなど、柔軟に対応する。

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
 - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
 - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開し、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・地域学校園内の小・中学校が連携した取り組みの実施
- ・中学校スクールカウンセラー・特別支援コーディネーターの訪問
- ・児童生徒指導強化連絡会及び不登校対策連絡会の開催（6月、11月）
- ・小・中職員間の情報交換・交流授業
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロ運動・人権週間の実施（5月、9月、12月）
- ・いじめに関する実態調査の実施（5月、9月、10月、2月）
- ・いじめゼロリボンの着用
- ・「生命尊重」「思いやり」の内容を含んだ道徳科の授業の実施
- ・全学級によるいじめゼロ宣言の作成・掲示
- ・教育相談の実施（6月、12月）
- ・児童会を中心としたいじめ根絶運動・集会等の実施

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・道徳教育の充実
- ・なかよし班活動（異学年交流活動）の充実
- ・環境 ISO 活動 校内クリーン活動の充実

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・いじめの未然防止に向けて、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童が自らいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場の設定
- ・児童集会でのいじめ根絶に向けた活動の紹介
- ・月の生活目標を通しての意識づけ
- ・児童同士が互いに認め合う場の設定（朝の会、帰りの会、学級活動等）
- ・児童会主催の全校レクリエーション（コミュニケーションを図る活動）
- ・構成的グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニングの実施（ホットタイム）

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・道徳科の授業における情報モラルに関する内容の実施
- ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・携帯電話・スマートフォン等に関する安全教室の実施

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・いじめに関するアンケート調査の実施
- ・児童指導理解のための情報交換会での全職員の共通理解

- ・取組チェックシートでの点検

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性同一性障がいや性的傾向・性自認、その他の特性についての正しい理解（研修）
- ・児童への正しい理解のための指導（学活、道徳科）
- ・配慮すべき児童の環境作り（心的、物的）

ク その他

- ・Q—U 調査の活用
- ・学級経営の充実（望ましい人間関係）
- ・分かる授業の実施（授業力向上）

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・各機関発行物の配付（いじめ相談さわやか電話、子ども人権110番等）
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・保健室（養護教諭）との連携
- ・スタンダードダイアリーに「相談窓口一覧」が掲載されていることの周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・巻末の「うつのみやいじめゼロ宣言」「宮っ子の誓い」について、学級活動やホットタイムで指導する。
- ・日々の活動において、児童が發揮している良さや頑張りについてHPや学年だよりで紹介する。

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・アンケートの実施（年4回+学級の実態に合わせて適宜実施）
- ・教育相談の実施（6月・12月）・・・年2回

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・教育相談や教育委員会によるネットいじめ等パトロールによるネットトラブルの早期発見
- ・家庭への啓発、親学の実施（保護者懇談、学年だより等）
- ・ネットいじめをはじめ、すべてのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となりうることについて等の、学級活動等での指導

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は、学校でのトラブル、児童個々の特性、家庭の問題など様々であり、教

職員が個々のいじめ事案の要因や背景、その対応について理解することが重要である。いじめへの指導力を高められるよう、教育委員会作成の「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認識について、教職員間で共通理解を図る。
- ・事案が発生した場合には、早急に「いじめ等対策委員会」を開き、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断することで、適切に対応する。(事実関係、前後の出来事の把握、今後の対応など)
- ・認知したいじめについての、関係保護者への連絡・連携

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録するなどして正確に事実関係を把握する。

イ 被害児童・保護者及び加害児童等への対応

いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携

※いじめの解消とは

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態である。なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合にはいじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ 教職員間の共通理解や保護者等と連携

いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を図る。

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携、家庭への啓発

- ・PTA広報誌、学校だより、学年だより等での家庭への啓発

イ 地域との連携

- ・地域からの情報提供の依頼
- ・地域協議会での話し合い、PTA 執行部会との情報交換

ウ 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・事案に応じた、児童相談所や市教育センター、教育委員会等との連携

3 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、P D C Aサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。